

稲敷市出産・子育て応援事業のお知らせ

～令和5年4月1日から開始します～

全ての妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができるよう、「伴走型相談支援」を実施し、「経済的支援」として、妊婦一人あたり『出産応援給付金5万円』、生まれたお子さん一人あたり『子育て応援給付金5万円』を支給します。

稲敷市では、「出産・子育て応援給付金」として、現金振り込みを行います。

給付金名	出産応援給付金	子育て応援給付金
対 象 者	令和5年4月1日以降に妊娠届を提出した妊婦	令和5年4月1日以降に生まれたお子さんを <u>養育する方</u>
申 請 期 間	妊娠中（出産の前日まで）	出生後4か月になる前日まで
申請書類の取得方法	母子健康手帳交付の <u>面談時</u> にお渡しいたします。	<u>赤ちゃん訪問の際</u> にお渡しいたします。 (生後2か月頃、ご自宅に伺い面談を行います。)
提出するもの	稲敷市出産・子育て応援給付金支給申請書兼請求書 アンケート(面談時に実施したもの) 身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きのもの) 振込口座確認書類(金融機関名・口座番号・口座名義のわかるもの)の写し	
給 付 金 額	5万円(妊婦一人あたり)	5万円(お子さん一人あたり)

申請から給付までの流れ

- ①面談を受ける
- ②稲敷市出産・子育て応援給付金支給申請書兼請求書を記入
- ③アンケート(面談時に実施したもの)を準備
- ④必要書類(身分証明証の写し、振込口座確認書類の写し)を準備

稲敷市に申請する(郵送または健康増進課窓口を持参)

稲敷市より給付決定通知が届く(申請から2～3週間後)

振込口座に振り込み(申請日から約1か月後)



< 問い合わせ先 >

稲敷市子育て世代包括支援センター(健康増進課内)

電話:029-846-7730

裏面も併せてお読みください。

伴走型相談支援の内容

< 妊娠期の面談 > ……出産応援給付金に関係します…

- ☆ 妊娠届提出の際に、母子健康手帳の発行を行っています。妊婦の方と面談を行いながら、アンケートにご回答いただき、出産や育児に向けての見通しを一緒に考えて、相談に応じます。
- ☆ 妊娠8か月頃にお電話をしています。必要な方には面談の調整をさせていただきます。

< 出生後の面談 > ……子育て応援給付金に関係します…

- ☆ 赤ちゃん訪問（生後2か月頃に伺います）の際に、面談およびアンケートを行いながら、育児に向けた見通しを一緒に考えて、相談に応じます。

< 子育ての情報配信 >

- ☆ 電子母子手帳アプリ「母子モ」を通じて子育て情報を配信しています。



留意事項

- * 他自治体で、「出産応援給付金」や「子育て応援給付金」の給付を受けていない方が対象となりますので、転入の方はご注意ください。
- * 妊娠届提出後、流産、死産、中絶された場合でも「出産応援給付金」の対象となります。
- * 出生届提出後、赤ちゃんが亡くなった場合でも「子育て応援給付金」の対象となります。上記に該当する方は面談の必要はなく、申請書類の提出のみとなりますが、体調確認等でご連絡させていただく場合がございますので、ご了承ください。
- * 事情があり止むを得ず、稲敷市から住民票を異動せずに他の市町村に居住している場合はご相談ください。
- * 申請期間内に申請ができない場合はご連絡ください。
- * 妊娠期の面談は妊婦の方が対象です。妊娠届出に来庁された方が妊婦の方以外の場合は、別途面談が必要となります。



< 電子母子手帳アプリ 母子モ のご案内 >

妊娠から出産、育児までをサポートする子育てアプリです。

健診の日程やお知らせも随時配信しています。また、各種動画を見ることができますので、紙の母子健康手帳と合わせてお使いください。（利用料は無料ですが通信料がかかります）

アプリ検索→母子モ

Web 版 URL→ [https:// www.mchh.jp](https://www.mchh.jp)

